

## さがみはら林業の人材育成・担い手の確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さがみはら森林ビジョンの推進を図るため、林業事業体等が実施する林業の人材育成・担い手の確保に係る事業に対し補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、別表1の1欄に定めるとおりとする。

2 国、県、国又は県が出資する財団法人等から同一目的の補助金等の交付を受けている者は、補助対象者とししない。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内認定林業事業体又はさがみはら津久井産材利用拡大協議会構成員(素材生産事業体に限る)とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、市内認定林業事業体に就業する者又はさがみはら津久井産材利用拡大協議会構成員(素材生産事業体に限る)に就業し相模原市内に居住する者に係る経費で、別表1の2欄に掲げるものとする。

ただし、次に掲げるものは、市内認定林業事業体に係る経費で、別表1の2欄に掲げるものを補助の対象とする。

- (1) 林業の新技术等導入支援事業
- (2) 森林整備に関する先進地域研修に係る補助

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表1の3欄に掲げた額以内とする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項に規定する交付申請は、補助対象事業等の開始前に行わなければならない。ただし、新規就業者に対する家賃補助は、この限りではない。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、交付決定通知書を受理した日か

ら10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業等の完了後速やかに行わなければならない。

2 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、別に定める必要な書類とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1(第2条、第3条、第4条、第5条関係)

1 補助対象事業		2 補助対象経費	3 補助金の額
種目	細目		
新たな林業事業者の育成支援事業	資格取得費等の補助	別表2に掲げる資格取得に係る講習等の経費	補助対象経費の1/2以内
	林業の新技术等導入支援事業	別表2に掲げる器具等の購入、リース又はレンタル等に係る費用	補助対象経費の1/2以内 ただし補助対象経費の合計で1事業者につき年間250,000円を上限とする。
新規就業者への支援事業	資格取得費等の補助	就業3年以内の者を対象とした別表2に掲げる資格取得等に係る講習等の経費	補助対象経費の合計で1事業者につき年間100,000円を上限とする。

	林業機械 購入費の 補助	就業3年以内の者を対象とした次に掲げる機械の購入経費  (1)刈払機  (2)チェーンソー	補助対象経費の合計で1事業体につき年間100,000円を上限とする。
	家賃補助	就業3年以内で相模原市内に居住し、事業体に就業した日から6月以上継続して事業体に就業しており、賃貸住宅の契約者である者の家賃(敷金、礼金、共益費等の諸経費を除く。)	補助対象経費の1/2以内 ただし、上限を月額10,000円、6ヶ月までとする。
林業就業者の定着支援事業	資格取得費等の補助	別表2に掲げる資格取得等に係る講習等の経費	補助対象経費の合計で1事業体につき年間200,000円を上限とする。
	資格取得等に長期関係する場合の経費の補助	1回5日以上出席を要する林業の業務上必要な資格の取得及び研修の参加に係る経費	1事業体につき年間2人以内 1人につき1日5,000円、5日までを上限とする。
	安全装備購入経費の補助	別表2に掲げるものであること。	補助対象経費の合計で1事業体につき年間180,000円を上限とする。
	森林整備に関する先進地域研修に係る補助	研修に係る経費のうち、旅費(講師招へいを含む)、宿泊費に係るものとする。	1事業体につき年間3人以内 旅費は、1人につき20,000円 宿泊費は、1人につき1日5,000円、3日までを上限とする。

別表 2 (第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条関係)

補助対象事業		資格、安全装備等名
種目	細目	
新たな林業事業者の育成支援事業	資格取得費等の補助	(1) 森林施業プランナー協会が実施する森林施業プランナー資格の受験料及び認定申請料 (2) 一般社団法人日本森林技術協会が実施する林業技士資格の受講料、テキスト代及び登録手数料
	林業の新技術等導入支援	先端技術等を用いて生産性、労働安全衛生の向上に資する林業に使用される器具、アプリケーションソフトウェア等のうち市長が認めるもの
新規就業者への支援事業	資格取得費等の補助	(1)刈払機取扱作業安全衛生教育 (2)チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育 (3)玉掛け技能講習 (4)小型移動式クレーン運転技能講習 (5)フォークリフト運転技能講習
林業就業者の定着支援事業	資格取得費等の補助	(1)伐木等機械の運転業務に係る特別教育 (2)車両系建設機械(整地、運搬、積込み用及び掘削用)運転技能講習 (3)不整地運搬車運転技能講習 (4)機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 (5)走行集材機械の運転の業務に係る特別教育 (6)簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育 (7)林業架線作業主任者 (8)地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 (9)はい作業主任者技能講習 (10)高所作業車運転技能講習 (11)フルハーネス墜落制止用器具特別教育 (12)自動車第一種運転免許(中型・大型) (13)その他市長が認めるもの

	安全装備 購入経費 の補助	(1)チェーンソー防護ズボン (2)チェーンソー防護ブーツ (3)林業用ジャケット (4)林業用安全靴 (5)防刃脚絆 (6)林業用ヘルメット (7)空調服 (8)その他市長が認めるもの
--	---------------------	--